

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月20日
【会社名】	ブロードメディア株式会社
【英訳名】	Broadmedia Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役執行役員CF0経営管理本部長 押尾 英明
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月23日に提出いたしました第21期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当社代表取締役社長 橋本 太郎及び最高財務責任者 押尾 英明は、平成29年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断致しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断致しました。

## 記

当社の連結子会社である株式会社釣りビジョン（以下、釣りビジョン）において、第22期以前における一部の映像受託制作取引につき、業務委託先企業から架空取引の詐欺被害を受けていた事実が判明致しました。本件に関し、当社はその実態を調査するため、平成30年1月30日に当社顧問弁護士・当社社外役員・法務部門等による社内調査委員会を設置し、また平成30年4月20日に外部有識者による第三者委員会を設置し、公正に全容の解明と原因の究明および再発防止策の検討等に取り組んでまいりました。

社内調査委員会及び第三者委員会の調査報告書により、下記の分析結果が報告されました。

< 本件が生じた原因 >

業務委託先企業による取引書類偽造等を通じた詐欺行為

< 詐欺被害の防止に至らなかった事情 >

釣りビジョンの前社長（当時社長）の判断によって、業務委託先企業へ包括的な委託を行い、人的リソースを極小化し、効率的な利益計上を目指すという方針が採用されており、また、前社長主導による取引案件につき十分な意思疎通がなされない状況が形成されていました。

< 釣りビジョンにおいて適切に行われていなかった業務上の問題点 >

- ・ 稟議手続 ... 納品時に受注と外注が起案し承認される事後稟議、所管部門以外の者による代筆
- ・ 受発注の方法 ... 業務委託先企業を介した発注書等の取引書類受領、発注者に対する発注意思の確認不足
- ・ 納品物の確認 ... 映像制作の経験を有しない者による確認
- ・ 前渡金の管理 ... 業務委託先企業への映像制作資金の前渡しにつき必要性の確認不足
- ・ 与信の管理 ... 業務委託先企業および発注者への調査不足

社内調査委員会及び第三者委員会による上記調査結果の報告を受け、当社は過去に提出した有価証券報告書および四半期報告書に記載されている財務諸表に含まれる、架空取引に該当する全ての取引を取り消す訂正を行い、平成26年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書及び平成28年3月期第1四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出致しました。

また、当社は上記の問題点が釣りビジョンの前社長のもと十分に管理された統制環境ではなかったため生じたものと認識し、釣りビジョンの全社統制におけるそのような統制環境が開示すべき重要な不備に該当すると判断致しました。

なお、上記事実は、当事業年度末日後に判明及び確定したため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会及び第三者委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止に向けて以下の改善策を実施してまいります。

- (1) 取引先との関係性構築を徹底
- (2) 与信管理の徹底
- (3) 内部統制の重要性に係る教育の徹底

- (4) 釣りビジョン組織体制の見直し（管理・営業の完全分離）
- (5) 稟議プロセス等への親会社の関与
- (6) 重要会議等での報告事項の見直し
- (7) グループにおける規程・マニュアルの整備
- (8) グループにおける管理部門の連携強化
- (9) グループ内部監査の強化
- (10) コンプライアンス教育の徹底